

## 2 馬寮についての史的検討

前節まで、平城宮の西面中門（佐伯門）と西面北門（伊福部門）の間の西面大垣内側に位置する官衙区画の遺構と遺物について調査結果を報告し、併せて遺構については若干の考察を加えてきた。この官衙区画は奈良時代初期（第Ⅱ期）から平安時代初頭（第Ⅴ期）に至るまで、一貫して北に正殿・前殿・脇殿から成る正庁ブロック、南に馬房状建物・倉庫・広場的空間という配置をとっていた。こうした構成をもつ官衙区画を令制官司の（左・右）馬寮と推定して記述してきたわけだが、この官衙区画がどのような性格をもつものであるのか、文献史料によって知られる左右馬寮ないし主馬寮のあり方とどのように対応するものなのか、以下奈良時代の馬寮が果たした機能を中心に若干の考察を試みてみよう。

### A 馬寮の沿革と機能

ここではまず奈良時代の左右馬寮の沿革と機能について史料をひもとくことにする。

#### i 馬寮の沿革

令制以前の  
馬官

令制以前の中央官制の中にもすでに馬のことを管掌する官司があったことは周知の通りである。有名な聖徳太子（厩戸豊聡耳皇子）の生誕伝承には、母后穴穂部間人皇女が「禁中を巡行し諸司を監察するに馬官に至りてすなわち厩戸にあたりて勞せずして忽に産む」（『日本書紀』推古元（593）年四月己卯条）とみえる。また、天平神護元（765）年の播磨国賀古郡人馬養造人上の歿状にも、先祖の牟射志が「能く馬を養うを以って上宮太子に仕えて馬司に任ぜらる」（『続日本紀』同年五月庚戌条）と伝えており、絶対年代が推古朝であるかどうかはともかく、令制以前に馬の飼養を管する原初的な官司が存在したことがうかがえる。この「馬官」は、倭馬飼造・首のもと1)の倭馬飼部、河内馬飼造・首のもと1)の河内馬飼部など職業部としての馬飼部が官司制的に編成される過程に位置するものとされている。

馬寮監

推古朝の「馬官」が大宝令・養老令の官制において左右馬寮として律令官僚機構中に位置づけられてゆくのだが、浄御原令制下においては過渡期として馬寮がまだ左・右に分化していなかった可能性がある。奈良時代初頭に左右馬寮の他に令外の「馬寮監」も置かれたことがあるが、これについて坂本太郎は馬寮の左右分化以前に固有の総括的な厩馬担当職が存在したことをその設置理由の一つに挙げている。<sup>2)</sup>また、唯一の例として、藤原宮東面北門地区東外濠から出土した木簡の中に〔表〕「謹啓今忽有用處故醬」〔裏〕「及末醬欲給恐々謹請 馬寮」と左・右を付さない馬寮名による文書木簡がみられるのである。

令制下の左  
右馬寮

大宝令・養老令官制での左右馬寮をみよう。養老職員令左馬寮条では、長官の職掌として、閑うまやの馬の調習と飼養、供御の乗具、穀草の配給、さらに飼部の戸口名籍のことを挙げている。職員には頭1人、助1人、大允・小允各1人、大属・小属各1人の四等官の下に、馬医2人、

1) 井上光貞「部民の研究」（『日本古代史の諸問題』1949）p.26～28。

2) 坂本太郎「馬寮監」（『続日本紀研究』1巻7

号，1954）p.168。

3) 奈良国立文化財研究所『藤原宮出土木簡(四)』1980，p.4 上段。

馬部60人、使部20人、直丁2人、そして飼丁があった。実際の馬の調習・飼養にあたる馬部・飼丁は前代の馬飼部の体制の系譜を引いており、馬飼造戸（左馬寮236戸、右馬寮230戸）中から伴部にあたる馬部が、馬甘（左馬寮302戸、右馬寮260戸）中から雑戸である飼丁がそれぞれ上番して仕えることになっていた（『令集解』職員令左馬寮条古記所引官員令別記）。一方、諸国の牧や

\* 兵馬、公私の馬牛については兵部省被管の兵馬司が管掌するところとなっており、また東宮には主馬署が別に置かれた。左右馬寮は諸国の牧馬のことは扱わず、諸国の牧から中央に送られてきた馬の調習・飼養を主な職掌としていたわけである。

以上のような左右馬寮の、官制上の位置づけの特徴は次の諸点にまとめられよう。まず第一に、左右馬寮は各々大寮にあたる四等官をもち<sup>1)</sup>、他の一般の寮が八省の被管となっているのは異なり、太政官の下に直接位置づけられていることである（左右兵庫も同じ）。すなわち、五衛府などと並んでいわば太政官直属の性格が付与されていることが指摘できる。第二には、左右馬寮の官人が武官であることが挙げられる。『令集解』公式令内外諸司条の古記によると、「諸の仗を帯するものを武（官）とせよ」の説明に「馬寮・兵庫・諸物部等なり。防人もまた武と為す」としており、大宝令において左右馬寮の官人（四等官）は仗を帯びる武官であったことが知られるのである。さらにこのことと関連する特徴の第三として、左右馬寮は、別に兵司が置かれたにもかかわらず、軍事的性格をもっていたことを指摘したい。すなわち、兵馬司は諸国の牧・兵馬の間接的管理や馬牛帳による官私馬牛の把握を任としたが、実際の馬の飼養は行なわず、中央における馬の飼養は左右馬寮が中心的にその任にあたったのである。のちに兵馬司が廃止され、その機能を引き継いだ左右馬寮が平安時代前期に軍事的性格をさらに強くするに至る<sup>2)</sup>が、馬自体がもつ軍事的性格から奈良時代にも同じくそうした側面を備えていたと思われる。平安時代前期に左右馬寮が自ら「夫れ馬は軍国の用、非常の備。掌守の司、備無かるべからず<sup>3)</sup>」と述べたり、「馬牛は軍国の資、暫くも無かるべからず<sup>4)</sup>」といわれたりすることは、時代を超えてあてはまる一面をもつものであろう。以上のように、左右馬寮が有した諸特徴は、前代の「馬官」以来の馬寮の重要性を示しているのである。

\* 大宝令・養老令官制の左右馬寮はその後どのように展開したであろうか。奈良時代に左右馬寮を統括する形の令外の官職「馬寮監」が置かれたのは先述のとおりである。のち天平神護元（765）年には左右馬寮の姉妹官司ともいふべき「内廐寮」が設けられた（『続日本紀』同年二月甲子条）。内廐寮は左右馬寮と同じ四等官構成とその官位相当をもち、勅旨牧ないしその前身牧を管して天皇など皇室に関わる馬を扱った官司と考えられる。ただし、内廐寮の頭・助には官位相当よりも高位の近衛府次将級の武官が多く兼官しており、左右馬寮より上位の官司として位置づけられていたようであり、また内廐寮の設置は藤原仲麻呂没落後の軍事制度再編政策の一環として捉えることができる<sup>6)</sup>。内廐寮はのち大同元（806）年正月の頭補任例以後姿を消し、

官制上の位置づけ

内廐寮

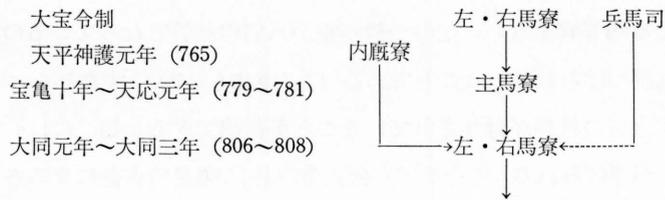
1) 日本思想大系『律令』官位令補注参照。  
2) 森田悌「平安前期の左右馬寮について」（『日本歴史』271号、1970）。  
3) 『令集解』職員令左馬寮条所引弘仁4年3月13日太政官符。  
4) 『類聚三代格』巻17、延暦8年9月4日太政官符。  
5) 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての

「牧」の発展」（『荘園史の研究』上巻所収、もと『史学雑誌』40編2・3・5・7・8号）。  
6) 亀田隆之「内廐寮考」（『続日本紀研究』5巻5号、1958）。内廐寮が左右馬寮より上位にあったらしいことは、宝亀4（773）年2月25日太政官符案（『大日本古文書』21巻278頁）中で掲げられた三寮の順序からもうかがえる。

まもなく再置された左右馬寮に統合されたものと考えられる。

主馬寮の統合

ところで、記述が前後するが、宝亀10 (779) 年9月から大同3 (808) 年6月にかけての期間左右馬寮官人の補任例が全くみられなくなるのに対し、ほぼ同期間である天応元 (781) 年5月から大同元 (806) 年4月にかけて、かわって「主馬寮」の頭・助の補任例が史料に散見される<sup>1)</sup>。このことから、宝亀10年から天応元年までのある時点から大同元年以降の遅くとも大同3 \* 年に左右馬寮長官が補任される時 (『日本後紀』大同3年6月庚申条) までの間は左右馬寮が主馬寮に一本化されていたという官制の変遷がうかがえるのである (Tab.16参照)。これは、左右馬寮官人に武官のコースを



たどる者が少ないのに対して、主馬寮官人には中衛府などを経る者が多くみられることから、やはり軍事的性格に一層重点を置いた官制改編であつたものと推定されている。

Tab. 19 馬寮官制の変遷

主馬寮設置以後は、従前の内廐寮・左右馬寮体制にかわって、内廐寮と主馬寮の併存というあり方になったのである。

左右馬寮の再置

上述のごとく、遅くとも大同3年6月には内廐寮・主馬寮とも廃止され、再び左右馬寮の体制となった。一方、大同3年正月20日の詔書 (『類聚三代格』巻4、弘仁4年7月16日太政官符所引) によって兵部省被管の兵馬司が廃止され、兵部省にその司務が移されているが、馬に関する実務については再置の左右馬寮にその職掌が引き継がれたものと考えられている。<sup>2)</sup> 『延喜式』の左右馬寮式はこの段階以後の制度を示している。

## ii 奈良時代の馬寮の機能

続いて左右馬寮が果たした機能について整理し、左右馬寮の諸施設の構成を考えてみよう。

延喜式

養老職員令左馬寮条では、頭の職掌として、(左)の閑の馬の調習と飼養、供御の乗具、穀草の配給、飼部の戸口名籍の事の4つを挙げていた。ここではもう少し立ち入って、上述のような官制変遷後の編領になるけれどもより詳しい規定を載せる『延喜式』左右馬寮式から検討する。諸条は①馬の収領、②馬の調習・飼養、③馬の用途の3つの面に分けて考えることができる。まず①馬の収領の面では、

a) 御牧 (勅旨牧) からの年貢御馬

b) 諸国が貢する繫飼馬牛

を領することになっている。②馬調習・飼養には、

c) 畿内近国の諸国に託す国飼御馬

d) 櫛飼と称して左右馬寮の厩で飼うもの

e) 放飼と呼んで寮牧—いわゆる近都牧で飼うもの

の3つの方法が採用されていた。<sup>3)</sup> ③馬の用途についても同様な条文がみられるが、

1) 亀田前掲論文参照。

における馬政」(『延喜天曆時代の研究』, 1968)

2) 西岡前掲論文, 森田前掲論文参照。

も参照のこと。

3) 1) に同じ。また、佐藤虎雄「平安時代前期

f) 年中諸祭の祓馬

g) 行幸御馬と馬具

h) 年中行事（正月七日青馬，四月二十八日覽駒，五月五日節・同六日競馬并騎射等）用の馬

i) 衛府（看督馬，行夜の馬）に充てる馬牛

- \* などを用意することが主な内容である。なお、西岡虎之助は、㊤馬の収領について、a) 勅旨牧からの240~320疋，b) 諸国繫飼馬の105疋，そしてc) 諸国官牧からの馬の貢上を推計して約100疋余とし，年々500疋前後が中央に集まるものと推測している<sup>1)</sup>。

- さて，以上のような『延喜式』にうかがえる左右馬寮の機能は，㊤のa) 勅旨牧からの貢馬が内厩寮の左右馬寮への統合以前の段階では考えにくい点を除くと，時代的に多少の出入りはあったとしても大勢としては奈良時代にもほぼあてはまると考えてよからう。以下では，奈良時代の左右馬寮の機能として確認できる点をいくつか挙げてみる。まず，㊤のb) 諸国からの繫飼馬の貢進は，「常進公牧繫飼牛馬」(『統日本紀』天平4(732)年8月壬辰条)の言葉にうかがえ，天平6(734)年尾張国正税帳に「陸奥国進上御馬」(『大日本古文書』1巻611頁)，天平10(738)年淡路国正税帳に「淡路国進上御馬」(同2巻105頁)とみえるのがそれにあたるものと思われる。
- \* そして天平6年出雲国計会帳に記される「繫飼馬帳一卷」(同1巻598頁)はまさに当国におけるその管理に関わる公文であることから，一般的な制度として存在したことが知られるのである。次に㊤中央における馬の飼養については，宝亀3(772)年5月22日太政官符(『類聚三代格』巻18)で「国飼御馬，設為機速」として国司長官に専当させることとしたことからうかがえるように，国飼(大和・河内・摂津・山背・伊勢・近江・美濃・丹波・播磨・紀伊の諸国，『延喜式』では播磨・紀伊が除かれる)の制は奈良時代にもあったであろうし，また職員の馬部や飼丁のあり方から近都牧や左右馬寮自身の厩舎における馬の飼養も当然存在したものとする。馬の飼養に不可欠な飼料については，大宝令・養老令の厩牧令廐細馬条に細かい飼育規定があり，同令馬戸分番条に調草輪進規定があるが，後者について『令集解』職員令左馬寮条古記では「調草，正丁二百圍，次丁百圍，少丁五十圍。但今行事，馬一匹日料，乾草三圍宛。雜穀之類，不給養。調草止輪官，仰畿内交易充也。」と天平10(738)年頃の今行事を記している。この今行事と対応するのが九条家本延喜式裏文書の宝亀4(773)年2月25日太政官符案(『大日本古文書』21巻278頁)で，左右馬寮解・内厩寮解を受けた太政官が民部省に符して摂津国調錢をもって乾草を交易・運送させている。さて，次に㊤馬の用途に関して，諸祭や行事そして年中行事の際に利用する馬は，奈良時代にも左右馬寮が用意したものと推定するのが自然であろう。年中行事，例えば競馬に関しては，平城宮の推定第1次朝堂院地域内に馬場の柵である可能性をもつ遺構が検出されていることを指摘しておこう。その他，平城宮跡出土木簡の中にも若干馬の用途をうかがわせるものが存在する。その一つは，〔表〕「請繩參拾了 右為付御馬并夜行馬所請」〔裏〕「如件 神護景雲三年四月十七日番長非淨浜」，「□人馬行夜……」のように，『延喜式』左右馬寮式にもみえた兵衛等による行夜の際の馬の提供である。もう一つは，官人の召喚状にあたる木簡の中に「(前略)和銅六年五月十日使葦屋／掠人大田充食馬」とあるもので，至急の召喚の使自身にも馬を用意した可能性を示している。前者の行夜の馬の例では馬の警察的機能が明らか
- 1) 西岡虎之助前掲論文。  
2) 平城宮第140次調査。『昭和57年度平城宮跡発掘調査概報』，p.12~28。  
3) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(五)』p.9上段，『同(六)』p.7下段。

となるが、上述のような軍事的性格もあったからであろう。『令集解』宮衛令開閉門条古記には左右衛士府の衛士が分配防守する「所部」として御垣廻や大蔵・内蔵・民部などとともに馬寮が挙げられているのである<sup>1)</sup>。

以上のような機能に即して左右馬寮の施設について考えると、まず櫪飼馬のための厩舎や馬の調習のための広場のほか、大量の飼料を貯積する倉や馬具を納める庫などの倉庫、官庁としての政務を行なう正殿・脇殿等の正庁建物、官人の食事や飼料を調理するための厨的施設や井戸、そして馬具の簡単な修繕等にあたる工房施設などを推定することができる。本報告に述べた官衙区画の遺構・遺物の様相はこうした推定と矛盾しない。

## B 平城宮における馬寮

平城宮における左右馬寮の位置については、それを確定する証拠となる資料はない。しかし、以下の諸点から総合的に判断して、本報告で扱った宮西辺部の官衙区画がそれにあたるものと推定できるのである。

### i 墨書土器

官衙名を記した墨書土器には、第52次調査の井戸 SE6166から出土した「主馬」(土師器杯A・底外)、第63次調査の南北溝 SD6160から出土した「主馬」(土師器碗A・底外)、および第51次調査の包含層出土の「内厩」(須恵器杯B蓋・頂外)の3点がある。検出遺構はそれぞれ、官衙域北半の馬房と推定される建物の脇にある井戸、官衙域の東を限る溝、官衙域中央部東辺付近で東を限る南北溝 SD5760付近の包含層である。

**主馬** 「主馬」は天応元(781)年5月から大同元(806)年四月まで官人補任のみられる主馬寮か、東宮の主馬署、いずれかの可能性がある。しかし、土器の年代が奈良時代末に属すること、およびこの官衙区画の占地が広い点をあわせると、主馬寮である蓋然性の方が高いと考える。そして「主馬」の墨書土器が2点とも本官衙区画から出土したことから、ここを奈良時代末の主馬寮に比定することができよう<sup>2)</sup>。

**内厩** 「内厩」も、天平神護元(765)年2月に設けられ大同元(806)年正月まで補任例のみられる

1) この古記の記し方が「所部、謂依別式、左右衛士府中門并御垣廻、及大蔵、内蔵、民部、外司、喪儀、馬寮等、以衛士分配防守、以時檢行。」とあることから、「外司」を官外の官司ととり、喪儀司(寮)とともに馬寮が官外にあったものと想定することも可能ではあるが、「外司」の語義に疑問があり、また平安宮で左右馬寮が宮内にあることとの関係が理解しにくくなることなどから、本文のように考える。ちなみに唐の官制においては日本の左右馬寮に相当する官司として、④尚書省兵部の下の駕部、⑥殿中省の下の尚乘局、⑦大僕寺とその下の⑧乘黄署・⑨典厩署などがある(『二中歴』第七官名歴など)。唐長安城図をみると(平岡武夫編『唐代研究のしおり第七 長安と洛陽地図』、1956所

収の呂大防長安城図(一)・徐松長安皇城図(一)・長安県志長安皇城図(一)、上記のうちでは、⑦大僕寺が皇城南部中央にあることが知られるのみだが、「驂駟馬坊」と称するおそらく厩舎を主にすると思われる官衙区画が皇城西辺南部にやはり南北に細長い占地をもってみられ、日本の左右馬寮の位置と対応しており興味深い。

2) 平安宮跡からも推定左兵衛府跡の調査で、溝から「主馬」銘のある墨書土器(土師器・底部外面)が出土している(京都市埋蔵文化財研究所『平安宮跡発掘調査概報X』平安宮左兵衛府跡、1978)。主馬寮と兵衛府との関係は、『延喜式』左右馬寮式に左右馬寮が馬手を衛府に分充する規定がみえることから推測できる。

内厩寮を指す。内厩寮ははじめ左右馬寮と併存し、やがて左右馬寮を統合した主馬寮と併立したが、左右馬寮・主馬寮とはその機能から考えて密接に関連する官司であることは間違いない。したがってこれらの墨書土器からは、上記の推定のように、この官衙地区が奈良時代末には主馬寮であったこと、そしてさらに主馬寮設置以前は左右馬寮であったものと考えることが

\* できるのである。

## ii 宮内における位置と占地

この官衙は平城宮の西面中門（佐伯門）と同北門（伊福部門）の間の西面大垣内側に位置し、南北約252m（900尺）、東西約84m（320尺）の南北に細長い地域を占めている。平安宮古図によって平安宮内の対応する地域の官衙をみると、西面中門（藻壁門）と同北門（殷富門）の間の西

\* 端には右兵衛府と内匠寮があり、その南の西面中門と同南門（談天門）内には左馬寮が、また談天門と南面大垣との間には右馬寮がみえる（Fig. 57）。占地の規模は右兵衛府・内匠寮が南北40丈×東西35丈であるのに対して、左・右馬寮が南北84丈×東西35丈と南北に細長い地域を占めている。このことは、平安宮の左右馬寮が平城宮における本官衙地域のあり方と極めて類似する位置と占地をもつことを示しており、平城宮における本官衙を左・右どちらかの馬寮と推定

\* すれば平安宮の官衙配置との連続が無理なく理解できるのである。なお、藤原宮においても、平城宮・平安宮とよく似た位置に「西方官衙」と仮称している南北に細長い占地の官衙区画を確認している。

## iii 遺構の状況

第Ⅲ章および第Ⅴ章1で述べたように、検出した遺構の状況も上述した左右馬寮のあり方に

\* きわめてよく適合する。すなわち、官衙区画北部に正殿・前殿と脇殿からなる正庁ブロックがあり、南半中央部に広場的空間、その東西両脇に馬房・倉庫様の掘立柱建物が位置し、さらに馬の水洗場かとも想像できる長大な土塋が存在するという遺構配置は奈良時代を通して一貫して変化しておらず（第Ⅴ期、平安時代初頭には北半部のみが官衙区画となり面積は半減するが建物配置は前を踏襲している）、上述した文献史料からうかがえる左右馬寮の施設の構成と非常に近似して

\* いるのである。また、藤原宮西方官衙の遺構配置も、広場・長大な矩形土塋の存在など、本官衙とくに第Ⅱ期のものと似た構成をもっている。なお、第Ⅳ期には正庁部分が内郭と外郭に整備され、東限の掘立柱塋が築地に替り（SA5950B）、北限も築地で画されるようになるなど、施設構成の整備がかなり進められている。この現象は前節における実年代比定から考えると、あるいは左右馬寮の主馬寮への統合という官制改編の時期に相当するかもしれない。もしそうだとすれば、その時期は官人補任例から宝亀10（779）年から天応元（781）年にかけてのある時点

\* ということになる。

以上の3点を中心として、本報告ではこの官衙区画を馬寮と推定した。当地域が左馬寮・右馬寮のいずれに該当するかという問題をはじめとして、なお問題点を残しているが、今後の平城宮西部地域における発掘調査の進展、長岡宮・平安宮等における同様の調査・研究の進展に

\* よって、馬寮地域の性格はより明らかになってゆくものと思われる。

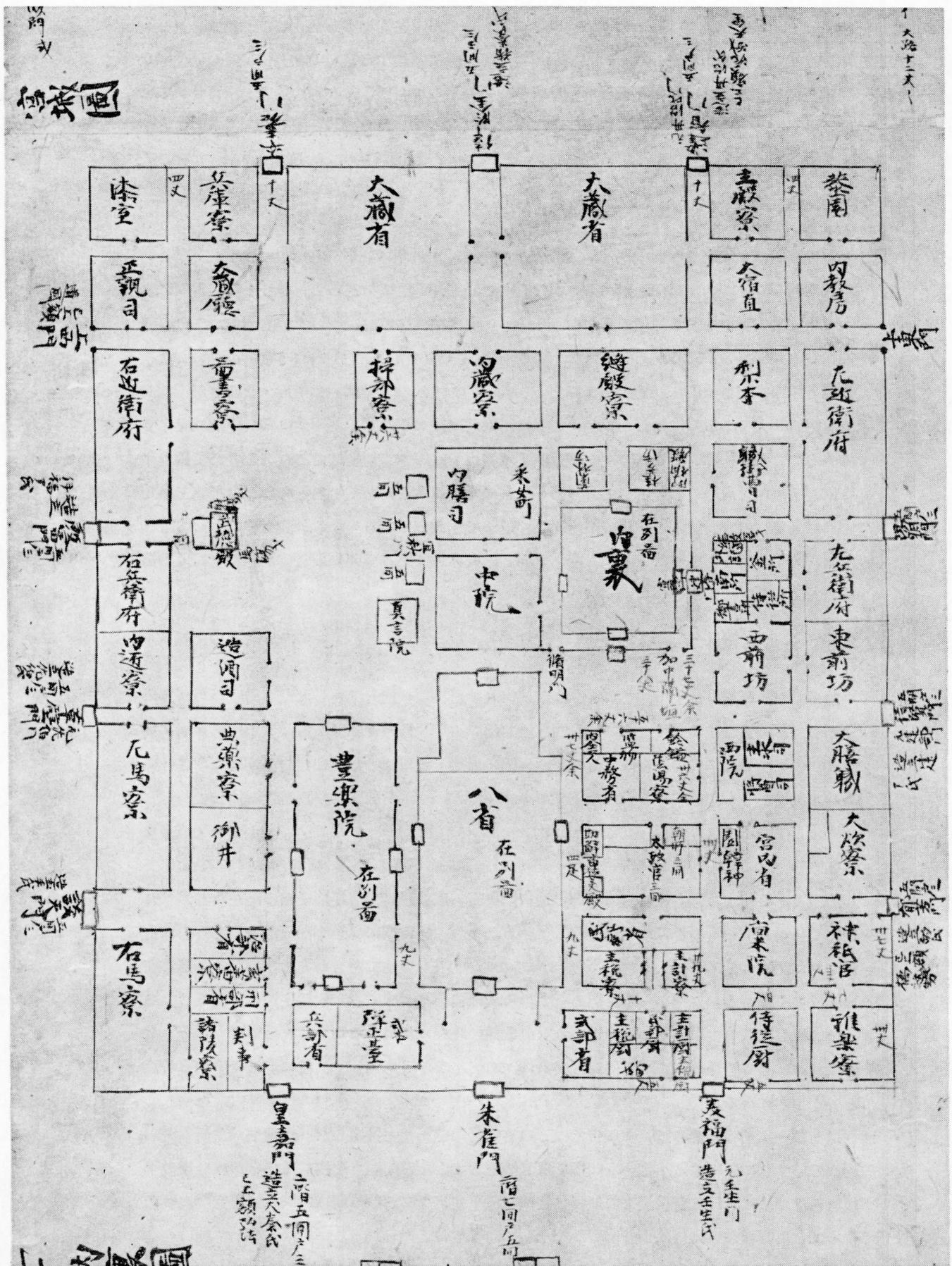


Fig. 57 平安宮古圖